

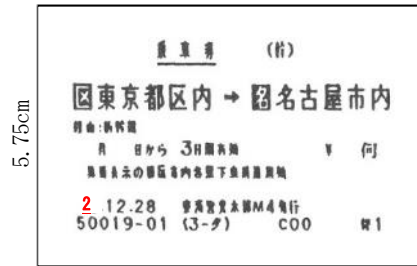
東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（グランクラス(A)を設備した特別急行列車の運転区間変更等に伴う改正）

現行	改正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(乗車券類の表示事項)</p> <p>第 183 条 乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 旅客運賃・料金額 (2) 有効区間 (3) 有効期間 (4) 発売日付 (5) 発売箇所名 <p>2 前項第 3 号及び第 4 号について、元号表示のものを西暦表示に、西暦表示のものを元号表示とすることがある。</p> <p>3 次の各号に掲げる乗車券類にあつては、前項に規定する表示事項の一部を省略することがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 臨時に発売する乗車券類 (2) その他特殊の乗車券類 <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(乗車券類の表示事項)</p> <p>第 183 条 乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 旅客運賃・料金額 (2) 有効区間 (3) 有効期間 (4) 発売日付 (5) 発売箇所名 <p>2 前項第 3 号及び第 4 号について、元号表示のものを西暦表示に、西暦表示のものを元号表示とすることがある。</p> <p>3 次の各号に掲げる乗車券類にあつては、第 1 項に規定する表示事項の一部を省略することがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 臨時に発売する乗車券類 (2) その他特殊の乗車券類 <p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p>(特殊指定共通券の様式)</p> <p>第 223 条 特殊指定共通券は、普通乗車券、普通回数乗車券（第 4 種に限る。）、定期乗車券（第 6 種に限る。）、団体乗車券（第 2 種及び第 5 種に限る。）、指定券（急行・指定席特別車両券(A)、急行・寝台券、急行・コンパートメント券及び急行・座席指定券を含む。以下この条において同じ。）、自由席特急券、特定特急券、普通急行券若しくは別に定める乗車券類又は普通乗車券と指定券として発売するものとし、その様式は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第 1 種 <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>(特殊指定共通券の様式)</p> <p>第 223 条 特殊指定共通券は、普通乗車券、普通回数乗車券（第 4 種に限る。）、定期乗車券（第 6 種に限る。）、団体乗車券（第 2 種及び第 5 種に限る。）、指定券（急行・指定席特別車両券(A)、急行・寝台券、急行・コンパートメント券及び急行・座席指定券を含む。以下この条において同じ。）、自由席特急券、特定特急券、普通急行券若しくは別に定める乗車券類又は普通乗車券と指定券として発売するものとし、その様式は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第 1 種 <p style="text-align: center;">(中略)</p>

現行

(4) 第4種

表

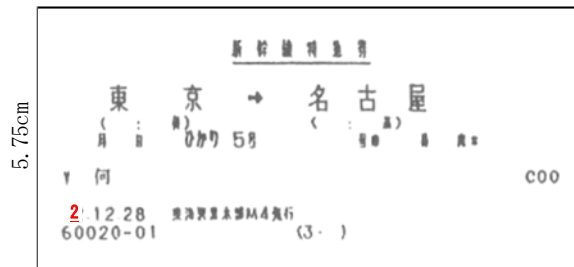


8.5cm (裏無地)

- 備考 (1) 乗車券類の種類は、第1行目に普通乗車券の場合は「乗車券」、普通急行券の場合は「急行券」の例により表示する。
- (2) 往復乗車券、連続乗車券及び小児用の乗車券類に対する記号は、上部余白に表示し、割引、後払及び免税の取扱いに対する記号は下部余白に印字する。
- (3) この様式は必要に応じ変更することがある。

(5) 第5種

表



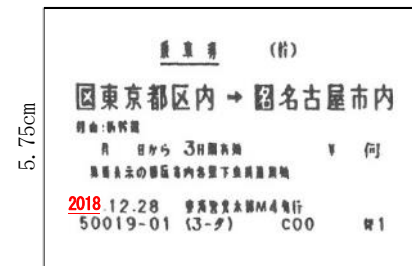
12cm (裏無地)

- 備考 (1) 乗車券類の種類は、第1行目に指定席特急券の場合は「特急券」の例により表示する。

改正

(4) 第4種

表

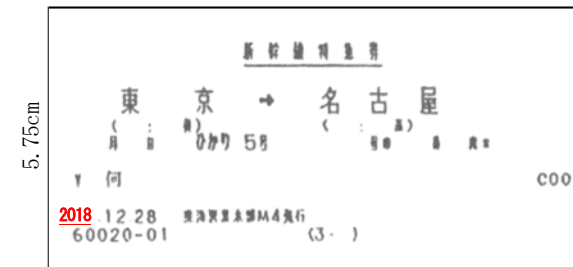


8.5cm (裏無地)

- 備考 (1) 乗車券類の種類は、第1行目に普通乗車券の場合は「乗車券」、普通急行券の場合は「急行券」の例により表示する。
- (2) 往復乗車券、連続乗車券及び小児用の乗車券類に対する記号は、上部余白に表示し、割引、後払及び免税の取扱いに対する記号は下部余白に印字する。
- (3) この様式は必要に応じ変更することがある。



(5) 第5種

表



12cm (裏無地)

- 備考 (1) 乗車券類の種類は、第1行目に指定席特急券の場合は「特急券」の例により表示する。

現行	改正
<p>(2) 小児用の乗車券類に対する記号は、上部余白に表示し、割引、後払及び免税の取扱いに対する記号は下部余白に印字する。</p> <p>(3) この様式は必要に応じ変更することがある。</p> <p>(6) 第6種</p> <p style="text-align: center;">表</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg); margin-right: 5px;">5.75cm</div>  </div> <p style="text-align: center;">8.5cm (裏無地)</p> <p>備考 (1) 定期乗車券の種類は、第1行目に通勤定期乗車券の場合は「通勤定期」の例により表示する。</p> <p>(2) 小児用の定期乗車券に対する記号は、上部余白に表示し、割引、後払及び免税等の取扱いに対する記号は下部余白に印字する。</p> <p>(3) この様式は必要に応じ変更することがある。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>(2) 小児用の乗車券類に対する記号は、上部余白に表示し、割引、後払及び免税の取扱いに対する記号は下部余白に印字する。</p> <p>(3) この様式は必要に応じ変更することがある。</p> <p>(6) 第6種</p> <p style="text-align: center;">表</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg); margin-right: 5px;">5.75cm</div>  </div> <p style="text-align: center;">8.5cm (裏無地)</p> <p>備考 (1) 定期乗車券の種類は、第1行目に通勤定期乗車券の場合は「通勤定期」の例により表示する。</p> <p>(2) 小児用の定期乗車券に対する記号は、上部余白に表示し、割引、後払及び免税等の取扱いに対する記号は下部余白に印字する。</p> <p>(3) この様式は必要に応じ変更することがある。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

現行			改正		
別表第1号の3 グランクラス(A)を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間			別表第1号の3 グランクラス(A)を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間		
列車名	運転区間（左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。）		列車名	運転区間（左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。）	
はやぶさ号 はやて号	東京	仙台	はやぶさ号 はやて号	東京	盛岡
		盛岡			新青森
		新青森			新函館北斗
		新函館北斗			盛岡
やまびこ号	東京	盛岡	やまびこ号	東京	盛岡
かがやき号 はくたか号	東京	金沢	かがやき号 はくたか号	東京	金沢
(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であっても、グランクラス(A)を設備した特別急行列車として運転する。			(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であっても、グランクラス(A)を設備した特別急行列車として運転する。		
(以下略)			(以下略)		

附則

この通達は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第183条及び第223条に係る改正については、平成30年3月17日から適用する。